

平成28年 第30回
美幌町農業委員会総会議事録

平成28年9月26日 1日間 第全号

1 開催日時 平成28年9月26日(月) 午後1時30分から午後2時15分

2 開催場所 美幌町議会議事堂

3 出席委員は次のとおりである。(14人)

振興副部長	1番 佐藤 澄義君		
	3番 小林 勝義君		4番 西島 和一君
		農地副部長	6番 池端 利博君
	7番 日並 寛陽君		
	9番 大西 政雄君		10番 日下 優君
振興部長	11番 秋山 稔君		
	13番 影山 秀樹君		
農地部長	15番 白石 愛君		16番 松本 訓宜君
	17番 千葉 正美君	会長職務代理	18番 風間 昇君
会長	19番 鈴木 幸往君		

4 農業員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	酒井 祐二君	総務担当主査	佐々木 鑑仁君
総務担当	中谷 賢司君	臨時筆生	高橋 千夏君

議事日程

平成28年第30回美幌町農業委員会総会

平成28年9月26日午後1時30分 開会

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名委員及び総会書記の指名について |
| 日程第 2 | | 諸般の報告について |
| 日程第 3 | | 会期の決定について |
| 日程第 4 | | 会務報告について |
| 日程第 5 | 報告第51号 | 第14回振興部会会議結果報告について |
| 日程第 6 | 報告第52号 | 第9回農地部会会議結果報告について |
| 日程第 7 | 報告第53号 | 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の
要件確認結果の報告について |
| 日程第 8 | 議案第99号 | 農地利用最適化推進委員の委嘱について |
| 日程第 9 | 議案第100号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画(案)の決定について |
| 日程第 10 | 議案第101号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |

議長	ご苦労さまです。
事務局長	本日の出席委員は14名です。定足数に達しており、総会は成立していますので、ただいまより平成28年第30回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては、美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により、会長が務めることとなっておりますので、議事進行につきましては、鈴木会長にお願い致します。
議長	これより議事に入ります。
議長	<p>日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により、議長において指名致します。</p> <p>議事録署名委員は、議席番号7番 日並委員、同じく議席番号9番 大西委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の佐々木総務担当主査と中谷総務担当を指名致します。</p>
議長	日程第2、「諸般の報告について」は、事務局長より報告させます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件は、お手元に配布しております議事日程のとおり、報告3件、議案3件となっております。朗読については、省略をさせていただきます。なお、議席番号2番根塚委員、同じく議席番号5番山谷委員、同じく議席番号8番名古屋委員、同じく議席番号12番東委員、同じく議席番号14番加藤委員の5名より、本日欠席の旨届け出がありました。以上で、諸般の報告を終わります。
議長	<p>日程第3、「会期の決定について」は、付議案件数から見て、本日1日間と致したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と致します。
議長	<p>日程第4、「会務報告について」は議案書2ページに記載のとおりであります。</p> <p>この中から、網走市での台風被害に伴う緊急要望の内容について報告致します。8月17日に発生した台風7号をはじめ、その後発生した台風11号、9号が、たて続きに北海道に上陸し、オホーツク管内においても、収穫間近だった農作物の冠水や流失被害はもとより、その生産基盤である農地などについても、甚大な被害を受けたところでもあります。ついては、オホーツク農業委員会連合会として、治水対策の強化、被害農地の早期の復旧への支援、農業経営等に係る資金等の支援、物流網の早期復旧の4項目について、小川連合会会長、乾副会長とともに、オホーツク総合振興局産業振興部長と町村会に対し、要望書を提出して参りました。この要望書につきましては、事務局に保管してありますので、必要があればご覧いただきたいと存じます。以上で会務報告を終わります。</p> <p>何かご質問ありませんか。</p>

	(なし)
議長	ないようですので、「会務報告について」は承認することに決定致します。
議長	日程第5、報告第51号「第14回振興部会会議結果報告について」を議題と致します。部会長の報告をお願い致します。
振興部会長	第14回振興部会会議結果報告書。 振興部会の会議結果について、美幌町農業委員会部会等設置規程第11条第1項の規定により、下記の通り報告する。平成28年8月25日 美幌町農業委員会 振興部会長 秋山 稔。美幌町農業委員会 会長 鈴木幸往様。記。 1. 案件。(1)美幌町農業農村の活性化推進に関する要望の策定について。 2. 開催日時 平成28年8月25日(木)午後2時50分から午後3時40分。 3. 開催場所 別館会議室 4. 出席者 私他9名。鈴木会長 事務局:中谷総務担当 5. 会議結果につきましては、事務局よりお願いします。
総務担当	会議結果について報告致します。 (1)美幌町農業農村の活性化推進に関する要望の策定について でございますが、平成25年の要望事項につきましては、今回も継続して行う予定となりました。その他、台風による今般の大雨による災害に対する自治体等の迅速適切な対応を追加で要望する協議を致しました。 今後、来月の総会でこちらの要望案を諮り、11月総会終了後町長に要望書を提出する予定としておりますので、ご報告致します。以上でございます。
議長	ご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	ご異議なしと認め、報告第51号「第14回振興部会会議結果報告について」は承認することに決定致します。
議長	日程第6、報告第52号「第9回農地部会会議結果報告について」を議題と致します。農地副部会長の報告をお願い致します。
農地副部会長	第9回農地部会会議結果報告書。 農地部会の会議結果について、美幌町農業委員会部会等設置規程第11条第1項の規定により、下記の通り報告する。平成28年8月25日、美幌町農業委員会農地副部会長 池端利博。美幌町農業委員会会長 鈴木幸往様。記。 1. 案件。(1)農地利用適格化推進委員の委嘱について 2. 開催日時。平成28年8月25日(木) 午後2時45分から午後3時00分。 3. 開催場所。議会 委員室。 4. 出席者。私 他8名出席。事務局:酒井事務局長、佐々木総務担当主査。 5. 会議結果につきましては、事務局から説明をお願いします。
総務担当主査	会議結果についてご報告申し上げます。農地利用最適化推進委員の委嘱についてでございます。農業委員会等に関する法律第17条の規定により、委嘱することになっている農地利用最適化推進委員について、当農業委員会は委嘱しないことができることになっていることから、委嘱しないことで総会に諮ることに致しました。以上でございます。

議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、報告第52号「第9回農地部会会議結果報告について」は、承認することに決定致します。</p>
議長	<p>日程第7、報告第53号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。</p>
総務担当	<p>【報告第53号 議案書をもとに朗読】</p>
議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、報告第53号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定致します。</p>
議長	<p>日程第8、議案第99号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題と致します。</p>
事務局長	<p>議案第99号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」をご説明致します。この案件につきましては、先の農地部会で報告されましたとおり、最適化推進委員の委嘱をどうするかという議案でございます。平成28年4月に改正されました農業委員会等に関する法律第17条の規定により、農業委員会は農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないこととされました。ただし、法第17条但し書きに該当する市町村の農業委員会には、農地利用最適化推進委員を委嘱しないことができるとされました。この農地利用最適化推進委員の委嘱につきまして次のとおりとしたいので、審議の上、決定を求めるものでございます。</p> <p>参考資料7ページをお開き下さい。こちらに法律、法律の施行令の抜粋を載せてあります。17条、これが委嘱の条文でございます。第17条 農業委員会は農地等利用最適化の推進に熱意と識見を要する者の内から、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する市町村の農業委員会は、推進委員を委嘱しないことができるとされております。まず、1つが第3条第5項の政令で定める市町村。これは、農地面積が少なく、農業委員会を設置しない市町村のことを言っております。2つ目としまして、農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化が相当程度図られていること、その他の事情を考慮して政令で定める基準に該当する市町村。美幌町につきましては、この2号が該当しております。これは、施行令第7条を見ていただきたいと思えます。法律第17条第1項第2号の政令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当する市町村であること。</p> <p>まず一つ目として、当該市町村の区域内の農地法第32条第1項の各号いずれかに該当する農地面積の当該市町村の区域内の農地面積に対する割合が100分の1以下であること。これは、遊休農地のこととして、遊休農地が全体面積、美幌町の耕作面積の1%以下でなければならないと定められており、美幌町においては遊休農地はないということで進めておりますので0%ということになります。</p> <p>2つ目は、当該市町村の区域内において、認定農業者その他、農林水産省令で定める者がその耕作の事業に供している農地の面積の当該市町村の区域内の農地面積に対する割合が、100分の70以上であること。</p>

いわゆる認定農業者が耕作している面積が、美幌町内の耕地面積の7割以上でなければならないと定められておりまして、美幌町につきましては92%が認定農業者が耕作している面積となります。したがって、この1、2番ともに美幌町農業委員会はクリアしております。

2番目としまして、農林水産大臣は全項各号いずれにも該当する市町村を公告しなければならないとなっております、平成27年10月30日付の公告で美幌町も該当する市町村に公告されております。

議案に戻っていただきたいと思っております。8ページをお願い致します。以上のことから、農地利用最適化推進委員の委嘱につきましては、美幌町農業委員会は農業委員会等に関する法律第17条但し書きにより農地利用最適化推進委員は委嘱しないこととするというものでございますので、よろしくお願い致します。

議長

ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認め、議案第99号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」は適当と認めることに決定致します。

議長

日程第9、議案第100号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積案の決定について」を議題と致します。

内容番号209号。

総務担当主査

【議案第100号 内容番号209号 議案書をもとに朗読】

7番

内容番号209号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりです。この案件は貸付期間満了に伴う再契約案件で、双方の意向を確認したところ、前回と同じ条件で再貸付となったものです。〇〇さんは夫婦二人で小麦・人参・ビートを作付され、意欲的に営農されておりますので、よろしくお願い致します。

議長

ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認め、内容番号209号は適当と認めます。
内容番号210号。

総務担当

【議案第100号 内容番号210号 議案書をもとに朗読】

15番

内容番号210号はただいまの事務局の説明のとおりでございます。本件は〇〇の〇〇さんの農地を、〇〇さんに10年契約で賃貸しておりましたが、今回期間満了になり、再貸付、再契約となりました。契約条件は、期間、賃貸料ともにこれまでと同じとなっております。〇〇さんは野菜栽培を中心に麦・ビートを作付され、健全経営に努めておりますので、よろしくお願い致します。

議長

ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認め、内容番号210号は適当と認めます。
内容番号211号。

総務担当

【議案第100号 内容番号211号 議案書をもとに朗読】

15番

内容番号211号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりでございます。本件は、〇〇の〇〇さんの農地を菅原和巳さんに5年契約で賃貸しておりましたが、今回期間満了となり、再貸付、再契約となったものです。契約条件は、期間、賃貸料とも、これまでと同じとなっております。〇〇さんは、畑作3品を作付され、堅実な経営に努めておりますので、よろしく願います。

議長

ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認め、内容番号211号は適当と認めます。
内容番号212号から214号までは関連がございますので、一括上程致します。

総務担当

【議案第100号 内容番号212号から214号まで 議案書をもとに朗読】

4番

内容番号212号から214号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりであります。この案件は貸付期間満了に伴う再契約案件で、双方の意見を確認したところ、〇〇さんと〇〇さんは貸付期間を5年、〇〇さんは前回と同じ10年で再貸付となったものです。なお、賃貸料に変更はありません。〇〇さんは家族で小麦・ビート・豆の他人参などを作付され、意欲的に営農されておりますので、よろしく願います。

議長

ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認め、内容番号212号から214号は適当と認めます。
内容番号215号。

総務担当

【議案第100号 内容番号215号 議案書をもとに朗読】

4番

内容番号215号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりであります。この案件は貸付期間満了に伴う再契約案件で、双方の意向を確認したところ、前回と同じ条件で再貸付となったものであります。〇〇さんは夫婦二人で畑作3品を作付され、意欲的に営農されておりますので、よろしく願います。

議長

ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認め、内容番号215号は適当と認めます。
内容番号216号から217号までは関連がございますので、一括上程致します。
なお、内容番号216号から217号につきましては、〇〇委員が当事者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、「議事参与の制限」により、〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。

(〇〇委員 退席)

総務担当

【議案第100号 内容番号216号から217号まで 議案書をもとに朗読】

15番 内容番号216号、217号はただいまの事務局の説明のとおりでございます。本件は貸付地再貸付の案件です。先に、内容番号216号ですが、〇〇の〇〇さんの貸付地で、今回期間満了を迎え、双方の意向を確認した結果、10年の再貸付となりました。続いて内容番号217号ですが、〇〇の〇〇さんの貸付地で、今回期間満了を迎え、双方の意向を確認した結果、今まで通り5年間の再貸付となりました。双方ともに賃貸料に変更はありません。なお、耕作者の〇〇さんは、野菜を主体に麦・人参・金時等を作付され、安定した経営に努めておりますので、よろしく願い致します。

議長 ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認め、内容番号216号から217号は適当と認めます。

(〇〇委員 入席)

議長 内容番号218号。

総務担当 【議案第100号 内容番号218号 議案書をもとに朗読】

4番 内容番号218号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりであります。この案件は、期間満了に伴う再契約案件で、双方の意向を確認したところ、前回と同じ条件で再貸付となったものであります。〇〇さんは家族3人で畑作3品の他、玉ねぎ、にんじんなどを作付され、意欲的に営農されておりますので、よろしく願い致します。

議長 ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認め、内容番号218号は適当と認めます。
内容番号219号から220号については、関連がございますので、一括上程致します。

総務担当 【議案第100号 内容番号219号から220号まで 議案書をもとに朗読】

4番 内容番号219号から220号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりであります。この案件は貸付期間満了に伴う再契約案件で、双方の意見を確認したところ、賃貸料はそのまま、貸付期間を5年に変更し、再貸付となったものであります。〇〇さんは家族4人で小麦・ビート・豆・人参などを核付けされ、意欲的に営農されておりますので、よろしく願い致します。

議長 ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認め、内容番号219号から220号までは適当と認めます。
議案第100号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積案の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定致します。

議長	<p>日程第10、議案第101号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p> <p>内容番号104号。</p>
総務担当主査	<p>【議案第101号 内容番号104号 議案書をもとに朗読】</p>
17番	<p>内容番号104号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんが経営移譲するときに漏れていたため、使用貸借するものです。〇〇さんは家族3人で畑作3品の他、大豆、人参等を作付され、また、肉牛も飼育され、意欲的に営農されております。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号の要件に該当しないことを9月15日池端委員と確認しておりますので、よろしくお願ひ致します。</p>
議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号104号は適当と認めます。</p> <p>内容番号105号。</p>
総務担当主査	<p>【議案第101号 内容番号105号 議案書をもとに朗読】</p>
13番	<p>内容番号105号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりです。この案件は、〇〇さんの所有する道路用地と所有農地内にある町有地を交換するため、町から譲与を受けるものです。〇〇さんは家族4人で畑作3品の他、キャベツなどを作付され、意欲的に営農されております。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを9月13日小林委員と確認しておりますので、よろしくお願ひ致します。</p>
議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号105号は適当と認めます。</p> <p>議案第101号「農地法第3条の規定による許可申請について」は適当と認めることに決定致します。</p>
議長	<p>以上で全議案の審議を終了致しました。</p> <p>これもちまして、第30回美幌町農業委員会総会を閉会致します。</p> <p>(ブザー)</p>
議長	<p>ご苦勞さまでした。</p>

閉会 午後2時15分